## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-③)

												(中心 1) 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
政	策 <sup>(※1)</sup> 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等							自治行政局総務室、行政課、住			自治行政局総務室長 穂積 直樹	
政策の概要		地方分権型社会の確立を目指した場るとともに、地方分権の担い手を支えける人材の育成・確保を推進する。		/ 定備守で進め	153000000000000000000000000000000000000	度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課		分野【政策体系上の 位置付け】	地方行財政				
	すべき目標及び目標 考え方・根拠】	[中間アウトカム]:地方自治の本旨	体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事 を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。						と地方公共団体との間の		政策評価実施予定 時期	令和7年8月	
松	策目標	測定指標						年度ごとの目標	(値)				
יוני		(数字に〇を付した測定指標は、主	基準(値)		目標(値)		年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			測定打	音目標と測定指標の関係性(因果関係) 準・目標年度)の設定の根拠		
	施策手段	要な測定指標) 		基準年度		目標年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		A DE LA MILITA MANAGEMENTA DE LA MANAGEMENTA DEL MANAGEMENTA DE LA		
会の確立に向	地方自治制度の改善を目的とした地方自治法及びその運用の見直し	① 地方自治制度の見直し、普及 〈アウトプット指標〉	第査大いおンのナ応をナ確か団団そ方つ議に見を第査大いおンのナ応をナ確か団団そ方つ議に見開次によいるけて選立で踏のにら体体の制い論、直開大いおさは、「るフ展イ直ま経対国び互ののに資方を地い諮会ダメが感た済応と地間必あ調る治め、度度避れにトョコ症題コ的点共共係地にののの討調をは、カンロ対等ロ	令和 3年度	第33次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に応じ見しを実施	令和度	に向け事務局を運 事項について、地方 度に関する法律の 標とする。	営する。また、答申 方六団体からの意り 改正案を立案。閣記 記は、円滑な施行	令和6年1月までの答申において提言された法令記等を踏まえ、地方自治制議決定時点の反映度を指に向け各地方公共団体に	第33次均 第33次均 トラン課と あった 国度 という 標として 器 参考 】 第33次 地 第33次 地 2 を	ォーメーションの進展及 学を踏まえ、ポストコロ 方公共団体及び地方 在り方について、調査 対定	引事項として、社会全体におけるデジタル・ 及び新型コロナウイルス感染症対応で直面 ナの経済社会に的確に対応する観点か 公共団体相互間の関係その他の必要な地 審議を求めることとされたことを踏まえ、指 「度開催回数(8月末時点)	

人子おの有社持拠る市推口高い圏し会す点連圏を少社も人力済た形中取り会に見るを携ののに定めるが、というでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、のでは、	地方財政措置等を 通じ支援を実施 2	連携中枢都市圏の形成数 <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPI】 ※連携中枢都市圏:連携中枢 都市となる圏域の中心市と近 隣の市町村が、連携協約(地方 自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の2第1項)を締結する ことにより、形成される圏域	37圏域 (令和3年度末現 在)	令和3年 度 次回モニタリング時 記入	令和4年 度	(次回モニタリング時に記入)	(次回モニタリング時に記入)	(次回モニタリンク時 に記入) に記入) 地し能口済で を 型 202 標 ※が結 が結す	、口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なりとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏(※1)の形成が重要ある。このため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数にである。でのため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数にでは設定として設定を提り、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指を測定指標として設定(※2)】  連携中枢都市圏:連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村、連携協約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項)を締ずることにより、形成される圏域 2 新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIの目標値を提示
地方公共団体 の自主 体的の取組が進むこと	業務改革に資する情報の提供 3	【市区 (市区 (市区 である) (市区 では、 (市区 では	236市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウト ソーシング等を実施 した地方公共団体に おける歳出効率化 効果等(団体ごとの) 手法に応じたもの) を把握し、各地方公共	した地方公共団体に おける歳出効率化 効果等(団体ごとの 手法に応じたもの) を把握し、各地方公		【市区町村数】 窓口業務のアウトソー 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓内でウトソー 地方公共団体に多の目 (令和5年度までの目	−シング等を実施した る歳出効率化効果 ニ応じたもの)を把握 ニ対して情報提供	提供 につ シン を仮 によ	使しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に 共する観点から、事務作業の効率化を図るとともに、住民の利便性向上 つながる取組を実施する必要があることから、①窓口業務のアウトソー レグ実施状況、②総合窓口の導入状況を、また、自主的・主体的な取組 定す観点から③窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体 おける歳出効率化効果等の情報提供を、それぞれ指標として設定 標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIに合わせてい )

						通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。			地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要また、地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、
	夫現のため、地方公   共団体が自主的・主   4   体的に定員管理を   行うに当たって必要	地方公共団体が自主的・主体 的に定員管理を行うに当たって 必要な情報の提供状況 〈アウトプット指標〉		通知や各種会議の 令和3年 場等を通じ、適時必 要な情報提供を行 う。	令和6年 度				議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要 国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定
	な情報を提供					_		_	【参考指標(令和元~3年度実績)】 〇地方公務員数の推移(各年度4月1日現在) 地方公共団体の総職員数 (令和元年度)274万653人(対前年比+3,793人) (令和2年度)276万2,020人(対前年比+21,367人) (令和3年度)280万661人(対前年比+38,641人) 〇ラスパイレス指数(注1)の状況(各年度4月1日現在) 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレス指数 (令和元年度)99.1
		【ラスパイレス指数】	【ラスパイレス指数】 地方公共団体(全団	【ラスパイレス指数】		【ラスパイレス指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレス指数100未満 【情報提供】 通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。			(令和2年度) 99.1 (令和3年度) 99.0 ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体が減少 (令和元年度) 8団体(全団体の0.4%) (令和2年度) 7団体(全団体の0.4%) (令和3年度) 3団体(全団体の0.2%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少
	おいて、住民の理解と納得が得られるよう、地方公共団体の ⑤	地方公共団体(全団体平均)の ラスパイレス指数の状況 【情報提供】 地方公共団体の給与制度・運 用の適正化に必要な情報の提 供状況 〈アウトプット指標〉	レス指数99.0(令和3 年度) 【情報提供】	で	令和6年				(令和元年度) 203団体(全団体の11.4%) (令和2年度) 178団体(全団体の10.0%) (令和3年度) 169団体(全団体の9.5%) 〇人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。 (注1)全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補
地方分権の担 い手を支える 地方公務員制 度が能率的か つ適正に運用 されること			施	<b>7</b> °			_		正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務 表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果とな る等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することを いう。
-100LC	地方公共団体にお ける人事制度改革 6 の適正な実施	地方公務員の定年引上げに関 する各地方公共団体の条例制 定状況	地方公務員の定年 引上げについて、令 和5年4月から円滑 に実施されるよう、 各地方公共団体に	令和5年4月から、 令和 65歳までの段階的 4年度 な定年引上げを実	令和 4年度	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から円滑に 施されるよう、各地方公共団体において必要な条例を整備。			少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要とされている。こうしたことを背景に、地方公務員の定年について、国家公務員と同様、令和5年4月から65歳まで段階的
	マンドロエ・6 大川出	<アウトプット指標>	おいて必要な条例を整備	施。		_	_	_	はいて、国家な務員と同様、もれるキャガが500歳まで設備的に引き上げることとされており、その確実かつ円滑な実施が、地方公務員制度の能率的かつ適正な運用に資すると考えられることから、指標に設定

	地方公共団体の共団体の通い活用で活用では、活用の提供を実施	7	地方公共団体の人事評価結果の活用状況 【情報提供】 地方公共団体の人事評価制度 の活用について、活用の促進 に資する情報の提供状況 〈アウトプット指標〉	団体数は、1,788団 体	令和3年 度	【活な体価用 用のいる。 「情地いの行話してにおいる。」 は、切りでは、用いるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	令和6年 度	行う。 【情報提供 各地方公: 任用・給与 地方公共	方公共団体 も】 共団体にお ・等への活		結果の適切な活用を の活用が図られるよう での結果について、各 行う。	平成26年5月の地方公務員法改正により、新たされ、平成28年4月1日から施行となったことを踏おいて人事評価制度を任用・給与等に活用するごび人事管理の徹底が図られ、公務能率及び住民がることが期待されることから、指標として設定 【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況〇昇給 (令和3年度実績) 1,169団体 (令和元年度実績) 1,048団体 (令和元年度実績) 1,309団体 (令和3年度実績) 1,185団体 (令和元年度実績) 1,185団体 (令和元年度実績) 1,254団体 (令和元年度実績) 1,254団体 (令和元年度実績) 1,254団体 (令和元年度実績) 1,254団体 (令和元年度実績) 926団体 〇分限 (令和元年度実績) 879団体 (令和元年度実績) 879団体 (令和元年度実績) 870団体 (令和元年度実績) 870団体 (令和元年度実績) 870団体 (令和元年度実績) 870団体 (令和元年度以降は活用(見込みも含む。)し	まえ、各地方公共団体にことで、能力及び実績に基民サービスの向上につない各年度4月1日現在)
	達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) 令和2年度 令和3年度 令和4年度				関連する 指標 (※4)		令和4年度行政事業 レビュー事業番号			
(1)	(1) 地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町 村合併円滑化経費等除く。)			<b>*</b> 5				1~7	<b>※</b> 5				0004
(2)	市町村の合併円滑化に必	要な	経費(平成13年度)	<b>※</b> 5				_	<b>※</b> 5				0005
(3)	地方議会の活性化に要す	る経済	費(平成25年度)	<b>※</b> 5				1	<b>※</b> 5				0006
(4)	地方独立行政法人の支援	影に要	する経費(平成25年度)	<b>※</b> 5				_		0007			
(5)	多様な広域連携の推進に	要する	る経費(平成26年度)	<b>※</b> 5				2	<b>※</b> 5				0008
(6)	(6) 被災地に対する応援職員の派遣に係る訓練等経費(平成30年度)			<b>※</b> 5				-	<b>%</b> 5			0009	
(7)	(7) 自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費(平成31年度)			<b>%</b> 5				_		<b>※</b> 5			0010
(8)	(8) 自治体における情報システムの標準化に要する経費(令和2年度)			<b>%</b> 5				_		<b>※</b> 5 0011			0011
(9)	(9) 地方自治法(昭和22年)			_				1~3	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。				

(10)	地方公務員法(昭和25年)					地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。					
(11)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)		_		5	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して 必要な事項を定める。					
							施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
							経済財政運営と改 革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 ー デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2.「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥持続可能な地方自治体の実現等		
	政策の予算額・執行額 (※3)		773百万円 (634百万円)	640百万円		係する内閣の重要政 5針演説等のうち主な	まち・ひと・しごと創 生基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章 各分野の政策の推進 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実		
							成長戦略フォロー アップ	令和2年 7月17日	6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進		

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。
- ※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「一」となることがある。
- ※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu\_yosan/jigyou4.html)を参照